

令和6年度決算における地方消費税交付金(社会保障財源化分)が
充てられた社会保障関係経費

【歳入】

(単位:千円)

項目	決算額
地方消費税交付金	130,397
うち社会保障財源化分	70,708

【歳出】社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

(単位:千円)

事業名		決算額	財源内訳	
			特定財源	一般財源
社会福祉	児童福祉事業	148,562	116,370	32,192
	母子福祉事業	6,057	295	5,762
	高齢者福祉事業	16,912	11,306	5,606
	障がい者福祉事業	169,004	117,968	51,036
	小計	340,535	245,939	94,596
社会保険	国民健康保険事業	47,740	21,133	26,607
	介護保険事業	72,696	4,021	68,675
	後期高齢者医療保険事業	54,636	11,042	43,594
	国民年金事業	5	5	0
	小計	175,077	36,201	138,876
保健衛生	ひとり親家庭医療給付事業	1,001	471	530
	乳幼児医療給付事業	2,327	1,201	1,126
	予防事業	14,043	1,903	12,140
	診療所事業	87,655	9,149	78,506
	小計	105,026	12,724	92,302
合計		620,638	294,864	325,774
一般財源のうち地方消費税交付金(社会保障財源化分)				70,708

この表は、改正地方税法第72条の116第2項(地方消費税の使途)の規定により、増収となる地方消費税交付金の使途については、「消費税
法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策に要する経費に充てるものとする」とされているため、その経費を明示したものである。

※社会保障4経費その他社会保障施策

社会保障4経費・・・子ども・子育て、医療、介護、年金に係る経費

その他社会保障施策・・・社会福祉・社会保険・保健衛生

「社会福祉」・・・児童福祉、母子福祉、高齢者福祉、障がい者福祉など

「社会保険」・・・国民健康保険、介護保険、年金など

「保健衛生」・・・医療、感染症その他の疾病の予防対策、健康増進対策など